とうきょう さんぱい

第33巻第6号　通巻第313号
313
平成28年9月10日発行

東京都廃棄物審議会
災害廃棄物部会（第１回）を傍聴して

専務理事　木 村 尊 彦

オリパラ組織委員会　資源管理ＷＧのヒアリングに参加して
行政だより　廃棄物処理法の改正に向けた検討について
女性部だより　『地球にやさしいカフェで語る 地球にやさしいお仕事』

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

Recycle Quality

リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

オフィス工場 → プラスチック 紙 繊維 木 金属
→ 〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・プラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
→ 〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー

●CO₂発生を通じて、地球温暖化を抑制します。
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
●限りある資源の有効活用につながります。

輸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2014年度 中間処理業
収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076

優良認定業者

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0063 東京都江東区和光2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

TAKATOSHI

2014年度 中間処理業
収集運搬業
（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0001
認定番号 3-14-B0063

次世代に贈る未来のために…

高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

東京臨海
エコ・プラント

- ●ISO14001（認証取得：2005年6月）
- ●ISO39001（認証取得：2014年3月）
- ●OHSAS18001（認証取得：2008年5月）
- ●平成25年度省エネ大賞中小企業庁長官賞受賞
- ●平成26年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰受賞
- ●平成27年度エコドライブ活動コンクール優秀賞受賞
- ●平成27年度3R推進協議会会長賞受賞
- ●GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- ●電子マニフェストシステムへの積極的対応
- ●整備されたコンプライアンス体制
- ●徹底した情報公開

平成26年度
地球温暖化防止活動
環境大臣表彰

市川 エコ・プラント

安心 迅速 確実 安全

高俊興業株式会社

詳しくはWebへ
http://www.takatoshi.co.jp

本　社　〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号　TEL.03-3389-8111(代)　FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62　TEL.047-395-1878　FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号　TEL.03-5755-8011　FAX.03-5755-8010
技術開発研究所　東京臨海エコ・プラント内

CONTENTS

東京都廃棄物審議会
災害廃棄物部会（第1回）を傍聴して
専務理事　木村尊彦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

オリンピック・パラリンピック組織委員会
資源管理WGのヒアリングに参加して
専務理事　木村尊彦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

行政だより
廃棄物処理法の改正に向けた検討について
～中央環境審議会 循環型社会部会 廃棄物処理制度専門委員会の経過報告～
東京都環境局　資源循環推進部長　谷上 裕・・・・・・・・・・・・・・・・・7

女性部だより
『地球にやさしいカフェで語る 地球にやさしいお仕事』・・・・・・・・・8

青年部だより　青年部主催の環境教育『東京都内でできる自然体験』・・・・・・・・・・・・10
委員会報告　（青年部、医療廃棄物委員会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
東京都環境局　環境に配慮したトラックに対する補助制度（平成28年度）の一覧・・・・12
新入会員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
身近なヒヤリ・ハット事例 Part 101・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
会員企業紹介　株式会社 アンカーネットワークサービス・・・・・・・・・・・・・・・・16
お魚を探せ!表紙写真クイズ　正解と解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
応募要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
つぶやき　女性リーダー時代到来、世界はどう変わる？・・・・・・・・・・・・・・・・20
協会の主な今後の日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
講師余談・古代史散歩　ヲワケ一族は上毛野（群馬）の抑止力？・・・・・・・・・・・22
よろず相談　法律・労働災害と欠格要件（その1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
事務局だより・編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

題字：東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

東京都廃棄物審議会

災害廃棄物部会（第１回）を傍聴して

東京都は、廃棄物審議会の下に学識経験者を委員とする災害廃棄物部会を設置し、「東京都災害廃棄物処理計画」の策定に向けた検討をはじめた。その第１回の部会が平成 28 年８月３日㈬に開かれたので傍聴してきた。

東日本大震災の経験をふまえ、国では、平成 26 年３月に「災害廃棄物対策指針」を策定するとともに、平成 27 年７月に廃棄物処理法を改正した。東京都では、平成 28 年３月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の中で、「東京都災害廃棄物処理計画」の策定を明記しており、この具体化に向けた検討が開始された。

新たな災害廃棄物処理計画は、これまでの「東京都震災がれき処理マニュアル」を包含し、震災だけでなく自然災害全般の非常災害において発生する災害廃棄物を対象とするものである。計画の中身としては、計画の位置づけ、基本方針、災害廃棄物処理対策における都・区市町村・業界団体等の役割分担の明確化と各主体間の連携体制のあり方、業務の基本的な事項（仮置場での保管、中間処理〔破砕・焼却等〕での適正処理の確保に関する具体的な方策）が予定されている。

委員からの発言としては、地震・津波・風水害・噴火では発生する廃棄物が異なるからどれを重点にするのか又はどこから始めるか、発災時には災害廃棄物・家庭ごみ・事業系一廃・産廃ときれいに分けられないのではないか、基本方針がたくさん掲げられているが安全・迅速・安価の３つで良いのではないか、発生量を減らすために普段からの耐震化や空き家対策が必要ではないか、区市町村では廃棄物処理に回せる人が限られるから集中と分散が必要、救護で出る医療廃棄物が多いのでその対策が必要、災害発生後に策定する実行計画が直ちに作れるような処理計画とする必要がある、などがあった。

今後の作業は、必要な体制に係るワーキンググループ（以下、「ＷＧ」）と処理技術及び処理フローに係るＷＧを設けて検討することとなり、この両ＷＧに当協会から１名の参加要請があったので、建設廃棄物委員会に所属する伊藤常任理事に参加していただくこととした。今年 12 月か来年１月の廃棄物審議会で中間まとめを審議しパブリックコメントを経て、平成 28 年度末に審議会答申がなされる予定である。

当協会は、平成 19 年に都知事と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」を締結しており、東日本大震災や大島での土砂災害での災害廃棄物処理に会員企業が協力してきた実績があることから、今回の災害廃棄物処理計画が、関係者の協力体制がとりやすいものとなり、実行性が高く、早期の復旧復興に寄与できるものとなるよう、知識とノウハウを最大限提供していきたいと考えている。

（専務理事　木村　尊彦）

➢ 2. 東京都災害廃棄物処理計画及び東京都災害廃棄物処理実行計画の位置付け

- 東京都災害廃棄物処理計画は、下図に示す位置付けとして策定すべきものである。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成27年11月）を踏まえ、「東京都地域防災計画」と整合を図り、被災した区市町村に対する各種支援など、都が担うべき役割や災害廃棄物処理の方針・基本的事項等を定める性格のものである。
- また、東京都災害廃棄物処理実行計画は、下図に示す位置付けとして策定すべきものであり、発災後の実情に応じて災害廃棄物の円滑・迅速な処理をするため、具体的事項を定める性格のものである。

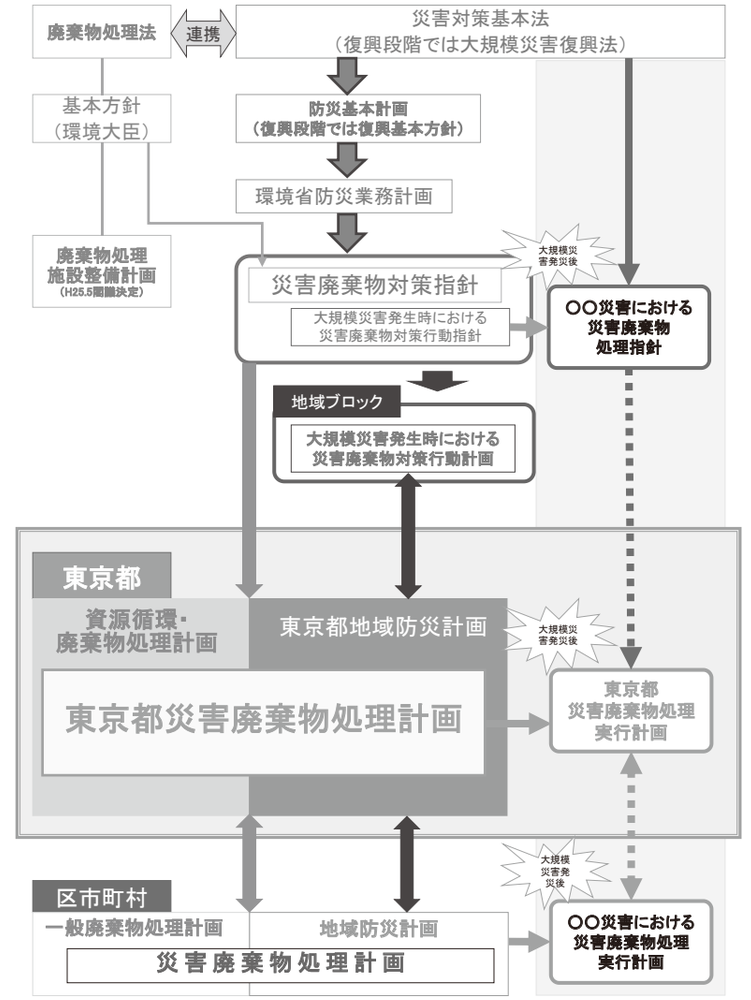

※大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月、環境省大臣官房・廃棄物リサイクル対策部）をもとに一部、加筆修正

部会及び各WGの検討事項整理表（案）

大分類	中分類	小分類	検討範囲 部会	体制WG	処理WG
総論	目的				
	計画の位置付け	災害廃棄物処理計画の位置付け			
		災害廃棄物処理実行計画の位置付け			
	計画の対象	対象とする災害廃棄物			
		対象業務			
		実施主体			
	災害廃棄物処理工程管理	災害規模別の工程管理の考え方			
		区市町村及び都の工程管理			
		標準的な処理フロー			
		大規模災害時の災害廃棄物処理事業ロードマップ			
	災害廃棄物対策の基本的な考え方	災害廃棄物処理の基本方針			
		災害廃棄物処理の基本的な事項			
		災害廃棄物処理技術の運用			
		災害廃棄物対策連携体制構築			
災害廃棄物対策	災害予防（被害抑止・被害軽減）	組織体制と役割分担			
		災害廃棄物処理連携体制の構築			
	初動期 ※発災後約1ヵ月まで	初動対応の命令			
		区市町村等支援業務			
		要処理量の算定（暫定値）			
		都処理実行本部会議（仮称）			
		処理方針			
		仮置場の整備方針			
	応急対策期 ※（前半：約3ヵ月）（後半：約1年）	処理実行計画の策定			
		処理進行管理			
	災害復旧・復興等	処理進行管理			
		処理実行計画の改定			
		仮置場用地返還			
	災害廃棄物処理支援	処理支援体制の整備			
		処理支援業務			
処理計画の継続見直し、対策訓練	処理計画の見直し				
	対策訓練				
	広域連携				
	今後の取組について				

※部会は「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会」、体制WGは「災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制に係るWG」、処理WGは「災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等に係るWG」をそれぞれ表す。
※検討範囲の濃い色の部分は部会で重点的に検討する事項、薄い色の部分は主に各WGで検討し部会で確認する事項を示す。

4

今後のスケジュールについて（案）

資料5

今後は、ワーキンググループ（体制づくりWG、処理技術・フローWG）において実務的な検討を行い、第2回以降の本部会に検討進捗等についての資料を提出する。第3回の部会においては計画（中間まとめ案）をとりまとめ、審議会総会に報告する。

なお、各会議の開催予定は下表のとおり。

部会	主な議題等
第1回	・東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について ・東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について ・東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について ・今後のスケジュールについて
∫	・各WGの検討事項 （体制づくりWG：第1～3回、処理技術・フローWG：第1～2回）
第2回	・各WGの検討状況 ・計画（原案）
∫	・各WGの検討事項 （体制づくりWG：第4回、処理技術・フローWG：第3回）
第3回	・各WGの検討状況 ・計画（中間まとめ案）
東京都廃棄物審議会総会（12月～1月）	
∫	・パブリックコメント
第4回	・計画（案）
東京都廃棄物審議会総会（答申）（年度末）	

1

オリンピック・パラリンピック組織委員会

資源管理ＷＧのヒアリングに参加して

ブラジル・リオデジャネイロでのオリンピック・パラリンピック（オリパラ）も盛況のうちに終了し、いよいよ2020年東京大会の準備が本格化する。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、持続可能性に配慮した運営計画を策定するため、2016年2月から、学識経験者や東京都環境局課長等を委員とする資源管理ワーキンググループ（以下、「ＷＧ」）を設けて、省資源や資源循環、廃棄物の３Ｒについて検討を進めている。その第３回（7月29日）では、食品廃棄物の利活用に関する事業者の取組の紹介が議題となり、東京都産業廃棄物協会及び東京廃棄物事業協同組合がヒアリングを受ける場が設定された。

当協会からは、廃食品の肥料化・ガスエネルギー化・飼料化を行っている事業者、㈱五十嵐商会　代表取締役　五十嵐和代氏、バイオエナジー㈱　代表取締役　瀬川順也氏、㈱アルフォ　城南島飼料化センター長　田波猛志氏と、当協会　専務理事　木村が出席したので、当日の内容を報告する。

当日のヒアリングでは、各社それぞれ約10分間で、扱っている廃棄物、分別の程度、処理フロー、処理能力、資源化したものの活用方法等について説明した。各委員からは、受け入れ物の品質管理をどうやっているか、分別の程度はどのくらい必要か、オリパラ時の高カロリー物も扱えるか、受け入れ余力はどのくらいあるか、処理フローで発生するCO_2量を算出しているか、処理フローで新たに取り組めるCO_2削減策はあるか、等の質問・意見があった。

資源管理ＷＧが検討している、東京大会での取り組みとしては、メダルを都市鉱山から製作すること、競技場ではリユースカップを利用すること、施設建設には再生資材を利用することなどがあるようであるが、これらの実施体制をどうやって整えていくか、コスト負担をどうするか等が今後の課題のようである。

また、当日の会議では、各委員から、組織委員会がリオでのオリパラ大会を視察する際に確認してきてほしい事項として、廃棄物の分別の仕方や表示方法、廃棄物処理やリサイクルに関するボランティアの役割、食品リサイクル施設とそこまでの静脈物流の流れ、ホテルで実施している環境配慮行動などを、挙げていた。

4年後に迫った、東京オリンピック・パラリンピックに向け、当協会としても最大限の協力をしていけるよう、関係機関との連携・情報共有を深めていきたいと考えている。

（余談）筆者が本年4月に訪れたアムステルダムの某ホテルでは、一泊ごとに部屋の掃除、ゴミ箱の片づけ、タオル・シーツ交換を一切頼まないと、ホテルのバーで使える５ユーロ分のクーポンをもらえる。このクーポンで連日ハイネケンビールを一杯飲んだ。

（専務理事　木村　尊彦）

廃棄物処理法の改正に向けた検討について

～中央環境審議会 循環型社会部会 廃棄物処理制度専門委員会の経過報告～

東京都環境局　資源循環推進部長　　谷 上　　裕

1. はじめに

産業廃棄物の処理や事業に最も関係の深い法律は、言わずもがな廃棄物処理法である。この法律については、昭和45（1970）年の制定から45年以上が経過しているが、その間数回にわたって法の改正が行われてきた。直近の改正は平成22（2010）年に行われたが、その際に５年経過したら必要な検討を加えるよう附則で規定されている。廃棄物を取巻く状況はこの５年間で多様に変化してきており、今回、国では、来年の通常国会への提出を目途に、廃棄物処理法の改正を行うため、表題にある専門委員会を設置した。この委員に、筆者も委員として参加しているので、現在までの検討経過を中間報告する。

2. 今回改正の論点

この委員会は、大塚直 早稲田大学法学部教授を委員長として、学識経験者、各業界団体・自治体関係者など15名の構成で本年５月に設置された。これまで月1回のペースで4回ほど開催されてきているが、年内には委員会の報告書の最終とりまとめを行う予定である。委員会において事務局から示された論点案は次の4つである。

①適正処理のさらなる推進
②各種規制措置の見直し及び処理事業者の更なる育成の措置
③廃棄物の排出抑制等及び廃棄物処理分野における温暖化対策の強化
④廃棄物等の越境移動の適正化に向けた対応

今回の改正では、まず、今年初めに全国的に大きな事件として取り上げられたいわゆる「ダイコー事案」についての再発防止策が検討されている。６月の第３回の委員会では、この事件に関する愛知県の担当者の方からヒヤリングを行い、課題や問題点について討議を行っている。

また、昨今、廃家電などの不用品回収物が海外に不正に輸出され、重金属などによる環境汚染を招いている事態などが生じている。国内において取締り等を強化するためには、廃棄物の概念を拡張する必要があり、これについてバーゼル法との整合を図りながら検討を行っていくとしている。

これ以外にも、電子マニフェストの更なる普及措置や、各種規制の合理化を図ると同時に優良業者の育成をどうやって図っていくか、廃棄物の排出抑制とリサイクルを促す方策、地球温暖化対策に貢献するための取組を廃棄物処理法のなかで規定できないか、などが議論の対象となっている。これまでの委員会では、各種団体からの改正してほしい部分などを中心としたヒヤリングを行った。廃棄物処理業界からは、全国産業廃棄物連合会の永井良一副会長がプレゼンテーションを行っている。内容は、廃棄物の各種許可の合理化や明確化、排出事業者責任の強化に対する事項であった。当方からも、東京都が考える廃棄物処理法の課題ということで、不用品回収業の問題、効率的な再生利用指定制度の在り方などについて、第２回委員会で言及した。

3. 今後の予定

関係団体等からのヒヤリングは、概ね８月の第４回目の委員会で終わり、９月からは報告書の作成に向けた具体的な提言の議論に入っていく予定である。廃棄物処理の事業や方策が、より適正かつ合理的に行われ、生活環境の向上等に役立つよう、改正の議論を活発に行っていきたいと考えている。

『地球にやさしいカフェで語る　地球にやさしいお仕事』

記念撮影

平成 28 年 8 月 30 日㈫、千代田区にある「アーツ千代田３３３１」という廃校になった中学校を利用して誕生したアートセンターで、大学生向けＰＲイベントを開催いたしました。

当日は台風 10 号による悪天候にも関わらず、１人の欠席者もなく学生に参加していただくことができました。

産業廃棄物業界では、いまだ重くのしかかる廃棄物処理への理解不足、またそれに伴い業界への就職希望者が少ないという大きな問題をかかえておりますが、循環型社会形成に向けた業界の活動への理解を深めてもらうためのきっかけとして、このような企画を計画いたしました。まず始めに話題提供といたしまして、株式会社環境新聞社 編集部 福原詩央里様に「伊勢志摩サミットと資源効率性に関する動向」というテーマで、熱の入ったお話をしていただきました。記憶に新しい伊勢志摩サミットを題材に、国際社会が直面する問題として、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいく為の「ＣＯＰ２１」や「パリ協定」、身近な問題として島国日本ならではの海洋ゴミのお話などをしてくださいました。その中でも印象に残ったのが、自分に何が出来るのかを考える時に、世界や地域を意識して考え行動することが意味あることだということでした。

次に、主催者である女性部員の会社がどのような仕事をしているのか、代表として萬世リサイクルシステムズ株式会社 樋口幹高様に、同社が取り組まれている国際協力を軸にお話をしていただきました。国内のごみは減少傾向にありますが、発展途上国においては増加する一方という現実があるにもかかわらず、あまり注目されない業種です。しかし、日本から出向くと逆に注目され、人材不足も手伝って、活躍の場を見つけるチャンスや自力で切り開いていくことが、若い人でも出来る可能性があります。そうした、海外に技術提供をしていく意味の深さを語ってくださいました。

福原氏 講演

樋口氏 講演

続いて女性部員による、廃棄物の種類や処分方法・リサイクルの流れの説明があり、廃棄される物の中にも再利用出来る物があることを知っていただくために、携帯電話の解体を体験していただきました。

そして【キャリア】【海外】【やりがい】【つながり】【社会貢献】という５つのテーマを挙げた意見交換会です。テーマにこだわらず、ざっくばらんに話していただきたいと思い、全部で５チームに分け、１チーム学生４～５名と事業者２名でテーブルを囲み、お茶とお菓子でカフェの雰囲気を楽しみながら、短い時間ではありましたが、手さぐりながらも和気あいあいとおしゃべりをし、コミュニケーションが取れた貴重な時間になったのではないかと思います。各チーム、学生の中から１人チームの代表として話し合った内容をまとめ発表していただきましたが、各チームの代表者それぞれ個性があり、楽しい発表の場となりました。

最後は、会場のある地域に江戸時代から受け継がれてきた【江戸一本締め】を全員でキレイに決め、台風一過の好天の中、全日程を無事に終えることができました。

今回のイベントを通じて、更なる業界への関心を深めてもらうこと、地球を守るために出来る事をどのような形で後世に伝えていけるのかということ、改めて考えさせられる大きな課題に取り組めたことに感謝し、女性部一同、邁進していきたいと思います。

（有明興業㈱　樫山 民江 記）

意見交換会の様子

青年部主催の環境教育

東京都内でできる自然体験

青年部主催の環境教育の一環として『東京都内でできる自然体験』と題し、平成 28 年 8 月 20 日㈯に開催しました。今回は東京都内で気軽に大自然を見て触れることができる東京都西多摩郡奥多摩町で、大人だけではなく子供も参加して賑やかに体験学習を行いました。

4 回目となる今年は参加者 27 名で、「多摩川の生態観察」や「奥多摩の森の観察」をテーマに、実際に手で自然に触れることで、自然の素晴らしさや大切さを学ぶことができました。

当日は雨が降る天候でしたが、子供達の悪天候をものともしない元気な姿を見て、大人たちも自然と元気になれました。

「生態観察」では、川に足をいれ、水の冷たさに驚きながらもヤマメやイワナなどの稚魚を採取して観察しました。そして体験の目玉はマスの掴み取りです。生きている魚を怖がって、最初は悲鳴を上げていた子供達も、次第にコツを覚え、自分で捕まえ始めると笑顔と歓声に変わり、しっかりと川の生物に触れることもできました。

「森の観察」は悪天候のため何もできませんでしたが、体験学習後の懇親会では、森に囲まれた中でバーベキューをやり、掴み取りしたマスに舌鼓を打ちながら自然のエネルギーを体いっぱいに充電しました。

来年も開催したいと思いますのでご参加お待ちしております。また、準備に尽力頂いたスタッフの皆様、心より感謝申し上げます。

（青年部・コミュニケーション委員会
大崎 秀也 記）

ドローンで撮影。画像はちょっと粗いですが。

親子で生態観察

自分たちで捕まえた魚に舌鼓

青年部（石田部長）

① 平成 28 年 8 月 17 日㈬ 15 時より、協会会議室において 28 年度第 5 回幹事会を開催した。出席幹事・監事は 10 名。

はじめに横手事務局長より、当協会が今年度から 2 年にわたり実施する予定の「団体課題別人材力支援事業」についての説明と、青年部に対し協力要請（女性部との合同）があった。これを受け、プロジェクトチームを結成して対応することとした。

続いて、各委員会より、年会費の振込状況及び 7 月度収支の件（総務委員会）、8 月 20 日㈯開催の『都内でできる自然体験』の件（コミュニケーション委員会）、10 月 12 日㈬の研修会開催の件（研修委員会）について、それぞれ報告があった。

② 平成 28 年 9 月 7 日㈬ 15 時より、協会会議室において 28 年度第 6 回幹事会を開催した。出席幹事・監事は 15 名。各委員会報告のほか、研修会『価格交渉力向上研修』（10 月 12 日㈬開催）について詳細に協議が行われた。

次回幹事会は、10 月 12 日㈬、研修会開催前の 13 時より、外部会議室（中央区八重洲）にて開催する。

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成 28 年 8 月 23 日㈫ 15 時 30 分から、8 名の委員により開催した。

9 月 16 日㈮開催の『医療廃棄物合同懇談会』について、当日の役割分担や意見交換会の内容を確認し、各自が積極的に発言をしていくこととした。

11 月 18 日㈮に開催を予定している排出事業者向けセミナーについて、東京都医師会事務局と協議の結果、セミナー周知の協力を得ることができた。8 月中に各地域医師会等に案内をしていただける予定。また、このセミナーで「排出事業者責任を問われた事例に学ぶ」をテーマに講師を依頼している芝田麻里弁護士と内容の詳細を検討し、話題の最新事例を入れながら、廃棄物処理法をより理解していただくことを目的に講義をしてもらうこととした。

次回の委員会は 10 月 5 日㈬ 15 時 30 分より開催する。

東京都環境局環境改善部自動車環境課より

東京都環境局環境改善部自動車環境課から、環境に配慮したトラックに対する補助制度（平成 28 年度）の一覧の提供があったので、掲載します。ご活用ください。

トラック補助一覧

燃料種別	補助対象		所管	申請期間	補助事業の内容	その他補助
ＨＶトラック	中小企業	緑	東京都環境局	～平成29年2月28日	通常車両価格との差額から国交省補助を除いた額の1／2 限度額　最大積載量4トン未満16．4万円、4トン以上57．1万円	・東京都トラック協会 会員が新車購入する際補助を実施している。 補助額は9.7～33.5万円
	①一般貨物自動車運送事業者 ②第二種貨物利用運送事業者 ③リース事業者		国土交通省	平成28年9月1日から 平成28年9月30日	通常車両価格との差額の1／2（廃車の場合）又は1／3（廃車無の場合） ※増車の場合3台以上の購入が必要。 【限度額】 最大積載量4トン未満 38．5万円（廃車）、25．6万円（廃車無） 最大積載量4トン以上　134万円（廃車）、89．3万円（廃車無） ※廃車する車両は平成28年度中に11年以上経過している自動車	
ＣＮＧトラック	中小企業	白緑	東京都環境局	～平成29年2月28日	車両総重量3．5トン超8トン以下10万円、8トン超20万円	・東京都トラック協会 会員が新車購入する際補助を実施している。 補助額は23.4～100万円 ・東京ガス 新車購入者に対し補助を実施している。 補助額は10～30万円
	①一般貨物自動車運送事業者 ②第二種貨物利用運送事業者 ③リース事業者	緑	国土交通省	平成28年9月1日から 平成28年9月30日	通常車両価格との差額の1／2（廃車の場合）又は1／3（廃車無の場合） ※増車の場合3台以上の購入が必要。 【限度額】 最大積載量4トン未満　40万円（廃車）、26．6万円（廃車無） 最大積載量4トン以上 150万円（廃車）、 100万円（廃車無） ※廃車する車両は平成28年度中に11年以上経過している自動車	
HV塵芥車	中小企業	白	東京都環境局	～平成29年2月28日	日本自動車輸送技術協会が行う補助額の1／2　限度額　19．5万円 ※産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を受けていること ※回生エネルギーをバッテリーに蓄え、そのエネルギーをパッカー部の動力として利用できる車両	
HVトラック・CNGトラック	①自家用トラック使用事業者 ②リース事業者	白	環境省 日本自動車輸送技術協会（JATA）	平成28年9月1日から 平成28年12月22日	平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進環境対応トラック・バス導入加速事業）の交付規程に基づき、公益財団法人　日本自動車輸送技術協会が行う補助金の交付額。	
環境対応型ディーゼルトラック補助	①一般貨物自動車運送事業者 ②特定貨物自動車運送事業者 ③第二種貨物利用運送事業者 上記①～③である中小企業 ④リース事業者	緑	環境省 環境優良車普及機構（LEVO）	平成28年6月13日から 平成29年1月31日	・大型車　100万円 （自動車検査証記載の車両総重量が12トン超） ・中型車　70万円 （自動車検査証記載の車両総重量が7．5トン超12トン以下） ・小型車　40万円 （自動車検査証記載の車両総重量が3．5トン超7．5トン以下） ※平成16年度以前に新車登録した事業用トラックの廃車をするなど、種々の条件が課されており、申請窓口への確認が必要。	・東京都トラック協会 会員が新車購入する際補助を実施している。 補助額は9～33万円

※各機関のお問い合わせ先

東京都	:環境局 環境改善部 自動車環境課 融資担当	03－5388－3535
国土交通省	:自動車局　貨物課	03－5253－8111（内）41－322
ＪＡＴＡ	:補助金執行グループ	03－6380－6773
ＬＥＶＯ	:環境対応型ディーゼル車補助事業執行グループ	03－5341－4577
東京ガス	:NGV事業部	03－5400－6774
トラック協会	:環境部　環境対策窓口（低公害車）	03－3359－6672

新入会員紹介

㈲府中衛生社

代表取締役　**永井雅美**

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）
〔汚泥、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類
〔汚泥（廃乾電池に限る）、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

〒183-0033　東京都府中市分梅町１－３２－１
☎　０４２（３６１）６３１７

エコロジャパン㈱

代表取締役　**定山　弘**

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）
〔燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬業（積替え保管を除く）
〔①感染性産業廃棄物〕

〒121-0831　東京都足立区舎人２－７－１５
☎　０３（５８３８）１１９９

身近なヒヤリ・ハット事例 Part101

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	交差点進入時	信号機のない交差点で、自転車が一時停止を無視して交差点に進入してきた為、自車と接触しそうになった。	こちらが優先でも交差点手前では減速して進入する。
2	一般道路で	交差点左折時	交差点左折時に後方からバイクがすり抜けて来て、巻き込みそうになった。	交差点右左折時は、徐行して、安全を確認してから走行する。
3	一般道路で	渋滞中	渋滞中、横からウインカーを出さずに割り込まれた為、接触しそうになった。	かもしれない運転を常に心掛けて、渋滞中も車間を十分に取る。
4	高速道路で	走行中	工事中の車線規制をしていて急に車が割り込んで来た為、接触しそうになった。	工事中は、普段以上に、急な割り込みを予測した運転をする。
5	高速道路で	走行中	道路の継ぎ目で後輪が滑り、ヒヤッとした。	スピードを落として走行する。
6	高速道路で	走行中	3車線の高速道路の左車線を走行中、真ん中の車線に変更しようとしたところ、右車線の車も同時に真ん中の車線に変更しようと近寄ってきた為、接触しそうになった。	車線変更の際は全体を見回し、早めの合図を心掛ける。
7	高速道路で	料金所進入時	高速道路を現金支払いで帰ろうと思い、カードを抜いていたにも関わらず、高速入口でいつも通りETCレーンに入ってしまい、バー手前で止まりヒヤッとした。	早めにカードを抜くと忘れてしまう為、手前で抜くようにする。バーが上がらなくなった時に止まれる速度で進入する。
8	現場で	バック時	現場内で4t車でバック中、いきなり作業員が横切ってきた為、衝突しそうになった。	常時ミラーで確認し、ゆっくりと走行する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

株式会社 アンカーネットワークサービス
日本発祥の企業初！「R2」認証を取得

http://www.anchor-net.co.jp

今回ご紹介する㈱ アンカーネットワークサービス（本社：東京都葛飾区）は、ＯＡ機器の中古品売買を皮切りに、データ消去サービス、産業廃棄物の収集運搬及び中間処理、リサイクルPC等の販売、ＯＡ機器の手解体によるマテリアル処理等を全国展開しています。「コンプライアンスを制する者が、中古業界を制する。」というコンセプト通り、取引の透明性を常に追及し、ISOをはじめプライバシーマーク、OHSASなど、様々なマネジメントシステム認証登録に挑戦してこられました。本年６月、日本発祥の企業では初となる「R2」認証を取得し、より高いレベルでのIT機器等の処理を実践していくそうです。

本社と松戸リサイクルパートナーセンターを訪問し、社長の碇隆司氏、本田陽彦氏（営業本部本部長／東京第二パートナー事業部事業部長）、野崎進氏（松戸リサイクルパートナーセンター長）にお話を伺いました。また、清野文子氏（松戸リサイクルパートナーセンター）には、全行程に随行していただきました。　（取材　塩沢 美樹）

◆「R2」について教えてください

R2とは、**R**esponsible **R**ecyclingの略称で、直訳すると「**責任あるリサイクル**」という意味です。使用済みの電気・電子機器を適正に、合法的に、安全に取扱い、働く人たちや職場の安全衛生を確保しつつ、環境へのマイナスの影響を最小限に抑えるためのガイドラインです。米国環境保護庁（EPA）の指導の下で開発され、米国の非営利団体SERI（Sustainable Electronics Recycling International）により運営・管理されています。

「R2」の特徴をいくつか紹介すると、

①使用済みの電気・電子機器を処理する際、可能な限り再利用（リユース再販）を最優先させ、それが難しい場合は解体・分別のうえ原材料を回収（リサイクル）します。当社は原則として焼却による熱エネルギー回収、または埋立による処理を行わない方針です。

②特定原材料（**F**ocus **M**aterial（フォーカス マテリアル）、以下「FM」）の管理：不適切に処理されると環境へのマイナス影響が特に高い原材料として「電子基盤・CRTモニター・各種電池・水銀を含む物品・PCBを含む物品」の５つが指定され、厳重な管理が求められます。また、FMを排出してから再原料化、または最終処分されるまでの間に通過する全ての業者名を明らかにし、定期的に監査する義務が課されています。

さらに、当社では独自に、FM以外のマテリアル（トナー／鉄・非鉄金属／プラスチックなど）についてもFMと同等のセキュリティレベルで保管・管理するなど、R2基準よりも高いレベルで、環境負荷の発生抑制に取り組んでいます。

③R2認証取得企業は、データ消去／破壊の有効性（本当に消去／破壊できているかどうか）について確認・記録しなければなりません。当社では、全国８拠点から毎月一定数を本社に集め、消去確認のためのサンプリング検証を行っています。

◆「R2」認証取得の経緯について教えてください

当社の海外の取引先から、「R2基準を遵守してほしい」と要請されたことがきっかけでした。現在、R2認証企業は世界で約600社、その９割が北米の企業ですが、近年ではアジア・パシフィック地域の事業者による取得の動きが活発化し、毎週１社以上のペースでR2企業が誕生しています。R2基準は電子機器のリユース・リサイクル市場における「共通言語」になりつつあり、近い将来、日本国内においても、CSRの一環として必須事項になると予測されます。

◆取得に苦労した点などお聞かせください

日本が発祥の企業でR2認証登録を目指すのは初めてでしたので、参考のために海外の認証企業の事例を取寄せてみましたが、例えば監査の方法や見るべきポイントなど、日本企業にそのまま当てはめることは難しかったため、すべて一から自分達で作り上げました。でも、本当の苦労はこれからだと思っています。R2認証企業の名に恥じない「責任あるリサイクル」を継続することの重圧もありますが、社員の中に、より一層の責任感が芽生えたことは、大きなメリットだと考えています。

◆どうもありがとうございました。

認定証を手に左から神谷氏、碇社長、本田氏、清野氏

海外からの研修生も積極的に受入。本社にて、研修の様子を見学させていただきました。

松戸リサイクルパートナーセンター外観

松戸リサイクルパートナーセンターのFM置場
通常の廃棄物と離れた場所で管理されています。

会 社 概 要

❖創　　業	平成５年	❖代 表 者	代表取締役社長兼CEO　碇 隆司
❖資 本 金	4,380万円		
❖本　　社	東京都葛飾区新宿３－９－15	tel 03-3600-5873	
❖松戸リサイクルパートナーセンター	千葉県松戸市南花島313－１	tel 047-703-5605	

お魚を探せ！表紙写真クイズ

正解と解説

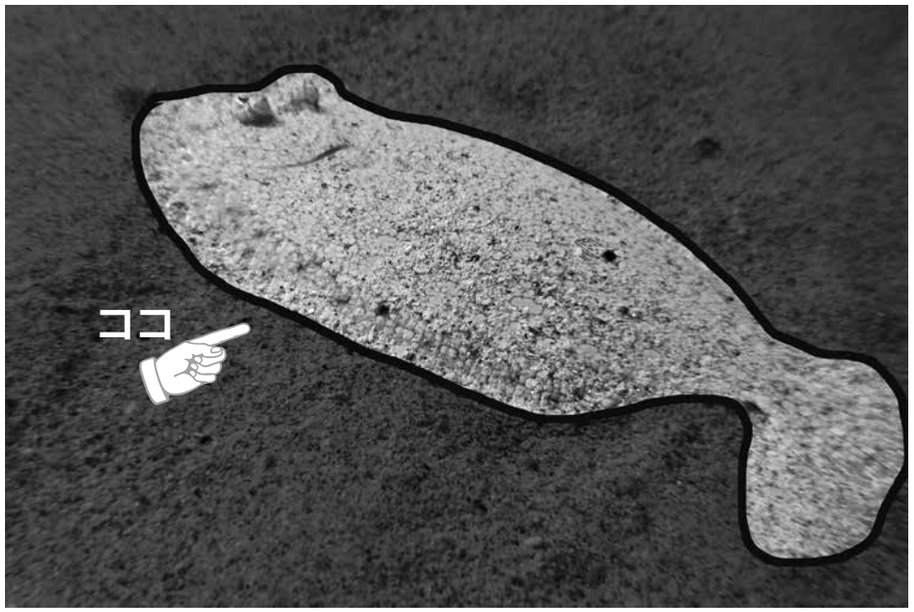

正解の生き物は・・・カレイ

●**第 312 号表紙の写真解説：** カレイ（鰈）〔学名 :Pleuronectes platessa 英名 :Righteye flounder（右目のヒラメ）ちなみに Lefteye flounder（左のヒラメ）〕
●**撮影者 :** 阿部 秀行 氏（協会専任相談員）
●**撮影地 :** 沖縄（座間味）水深：15m　●**体長 :** 30㎝
●**生息地 :** 北極海、太平洋、インド洋、大西洋の沿岸の浅い海から水深 1,000 m の深海まで
●**撮影者コメント :** 砂や泥の海底に生息し、海底に潜むのに適した平たい体をしており、目が体の右面に二つともある特徴的な形態をしています。砂に潜っていることが多く、砂と見分けがつかないぐらい擬態しています。平たい体をしている海の生き物は、ヒラメやエイなどで大半が普通の魚の形をしているものが多く、尾びれは普通の魚のように横に動かしますが、カレイやヒラメは、動物であるイルカやクジラのように縦に動かします。

※今月の表紙写真クイズの応募要領は次頁をご覧ください。

抽選で QUO カードが当る！

お魚を探せ！表紙写真クイズ

表紙写真の中に隠れている生物を探してください。

応募要領

■**募集期間**　第３０９号（平成 28 年 5 月号）から
第３１４号（平成 28 年 10 月号）まで

■**賞品・当選者数**　QUO カード ¥1,000 円分・毎号 5 名

■**応募方法**　① 該当月の表紙をコピーし、正解の生物の形がわかるように太線で囲んでください。（回答例参照）
② 会社名、会社住所、所属部署名、電話番号、氏名を明記の上、**郵送にて**下記へお送りください。

■**応募時のご注意**　＊ 当協会の正会員・賛助会員企業に所属する従業員のみご応募いただけます。（1 社につき何名でも応募可）
＊ ただし、ご応募は、毎号お一人につき 1 回とさせていただきます。

■**応募の締切日**　毎月第３水曜日必着
※第３１３号の締切は平成 28 年 10 月 19 日㈬ 必着

■**当選者の発表**　正解者の中から厳正な抽選の上、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
なお、正解は次号に掲載します。

回答例

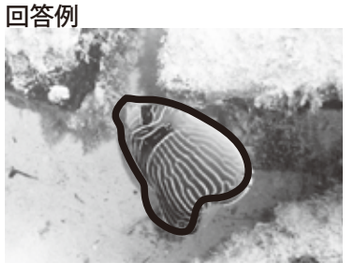

【郵送先】

〒 101-0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13 柿沼ビル 7F
一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
事務局 広報委員会『表紙写真クイズ』担当 行

つぶやき

初の女性都知事誕生！

女性リーダー時代到来、世界はどう変わる？

時代の変化とともに人間の行動も変化する。どの時代でも年長者は今の若い者は云々と必ず言う。それも否定的な発言である。これは致し方ないことか。ところが、最近、こうした発言をあまり聞かなくなった。爺さんが弱くなったからだろうか。それとも若者に無関心なのだろうか。

今年は女性指導者が多く出現している。別におかしなことではない。今までがおかしかっただけだ。もっとも、仮に合衆国大統領に女性が選出されたとしても、夫の元大統領時代の影の大統領が表に出てきただけかもしれない。

次のG7の首長の内、3名が女性というのは画期的なことかもしれない。もう一人で過半数だ。お隣の韓国、台湾も女性首長である。ミャンマーも実質は女性。これはすごい変化である。

さて、こういう時代の人間の行動はどういう風に変化するのだろうか。最近、公共の場を歩いていると、こう感じるのは私だけかもしれないが、女性は年代を問わず、まず道を譲らない。しかし、男性も女性に対してレディーファーストが出来ていない。互いに少し譲れば､接触しない。男性、女性と分けることではなく、ひとりの人間が、相手のことを考えて行動する人が少なくなってきているのではないかと思う。

世の中が自己中心的に変化してきたのだろうか。これは今までにない世の乱れの変化である。歴史を紐解けば、女性の独裁者の時代があった。しかし、地球規模での争いの前面に女性が出てきたことは少ない。

つまり、争いの形態が大きく変化するかもしれない。どう変化するかは分からないが、現代より、いくらか穏やかになるかもしれない。逆かもしれないが、核兵器が不要になるかもしれない。世の中で必要とされるものが大きく変化する可能性は大いにあるだろう。ということは、新たな産業が創出されるのかもしれない。

現代は行き詰った混沌のようにも感じられる。これを打開するには、女性の想像力と確固たる強さが、心の豊かさが世の中に必要と、多くの地球人が考えた結果が女性首長の出現かもしれない。

人類は存外、寛容である。変化を受け入れるのは直ぐには難しいが、時間の経過とともに受け入れてきた。考え方が変われば、行動も当然変化する。変化しなければ、衰退するだけだから、なんとかしようと考える。潜在的な意識が女性の進出を促しているような気がする。

大体の人間の考えることは、住んでいるところ言葉は異なっていてもそうは変わらない。昔から、衣食足りて云々といわれている。衣食を牛耳っているのは昔から女性だった。きっと明確な需要を示せずに受動的だった女性が前面に出てくれば、世の中は変化することだろう。

協会の主な今後の日程

（平成28年9月1日現在）

月	日	曜日	行　事　予　定	備　考
9	2	金	多摩支部「施設見学会」	㈱クリーンテック（福島県）
	3	土	↓	
	6	火	政党要望ヒアリング	都議会
	7	水	青年部　コミュニケーション委員会　13：00～／　幹事会　15：00～	協会会議室
	8	木	安全衛生推進委員会　15：00～	協会会議室
	14	水	広報委員会　10：00～	協会会議室
			常任理事会　13：30～／　第30回理事会　14：30～	協会会議室
	15	木	＜協会実施＞「電子マニフェスト操作体験セミナー」 14：00～16：00	Winスクール新宿本校
			女性部　関東地域協議会女性部会「勉強会」 14：00～	情報アオシス神田
	16	金	収集運搬・中間処理委員会「合同委員会」 15：00～	協会会議室
			医療廃棄物委員会「平成28年度医療廃棄物合同懇談会」 13：30～	B-nest静岡市産学交流ｾﾝﾀｰ
	20	火	法制度検討委員会　合宿集中会議　13：00～	アジア会館
	21	水	～12：00まで	
	23	金	建設廃棄物委員会　10：00～	協会会議室
			青年部　関東ブロック幹事会　15：00～	協会会議室
10	5	水	医療廃棄物委員会　15：30～	協会会議室
	12	水	全産廃連；　理事会　13：30～	全産廃連会議室
			広報委員会　10：00～	協会会議室
			青年部　幹事会　13：00～／ 研修会　15：00～	八重洲
			＜協会実施＞「電子マニフェスト導入実務研修会」 14：00～16：00	ｴｯｻﾑ本社ﾋﾞﾙ3階（神田須田町）
	13	木	女性部「施設見学会」	北海道
	14	金	↓	
	15	土	↓	
	19	水	関東地域協議会；　事務責任者会議　15：00～	本協会会議室
	21	金	全産廃連；　正会員事業研修　13：30～	泉ｶﾞｰﾃﾞﾝｺﾝﾌｧﾚﾝｽｾﾝﾀｰ（港区）
	25	火	総務委員会　14：00～／　常任理事会　15：00～	協会会議室
	27	木	建設廃棄物委員会「施設見学会・勉強会」	見学：㈱シタラ興産（埼玉県）
			＜協会実施＞「電子マニフェスト操作体験セミナー」 14：00～16：00	Winスクール新宿本校

講師余談・古代史散歩

ヲワケ一族は上毛野（群馬）の抑止力？

埼玉・稲荷山古墳鉄剣の銘文に記されなかったこと　じつは、稲荷山古墳鉄剣の銘文に記されていそうで記されていないことがある。ヤマトの大王家に丈刀人首として仕えていたことは分かるが、一族の地元での地位についての記載がないのだ。熊本の江田船山古墳の大刀銘でも、典曹人のムリテの地元での地位の記載はない。古事記や日本書紀では、しばしば有力地方豪族が国造（くにのみやつこ）という肩書で登場するのだが、5世紀後半のこの二つの刀剣銘にはそうした肩書がない。こうしたことから、国造制の成立はもう少し後の6世紀前半とするのが通説となっている。

もうひとつある。埼玉のヲワケ臣も熊本のムリテも、それぞれのウジ名（姓）が記されていない。これは、ヲワケ臣の時代には氏族系譜は作られてはいたものの、まだ一般にウジ名（姓）が成立していなかったことを示す重要な根拠とされている。古代の豪族として、葛城・吉備・出雲・上毛野などと呼んでいるが、5世紀の段階では後年葛城といわれる一族、原葛城氏という意味でもちいられているのだ。記されていないことからウジ名や国造など重要な制度の成立年代が分かるというわけだ。

ヲワケ臣一族は武蔵土着の豪族か？　ヲワケ臣は地元・武蔵の豪族とみる立場で書いているのだが、じつのところ、ヲワケを東国出身とみる説は関東の研究者に多く、畿内の中央豪族とみる説は関西の研究者に多いという状況なのだ。そこで、西の方の主張も踏まえつつ、もう少し謎を追う。

稲荷山古墳（墳丘長120㍍）が突然埼玉（さきたま）の地に出現し、以降100㍍前後の前方後円墳を中心にした古墳群が150年間にわたって築造されている。だが、稲荷山以前に付近に小さな古墳群があった形跡はないとされる。また、埼玉古墳群の前方後円墳は参考図でも分かるように、周濠が一般的な盾形（たてがた）ではなく、長方形状の二重周濠という特殊な形状をしている。こうしたことから、ヲワケ一族は武蔵土着の豪族ではなく、ヲワケ臣の父の代に他地域から一定の勢力を持った状態で、たとえば大王家周辺の畿内から武蔵の地にやってきたと考えることができる。

有力豪族を抑えにかかるワカタケル大王

そこで、当時の状況をみると、ヲワケ臣が仕えたワカタケル大王（倭王武＝雄略天皇）は、大王家とともにヤマト王権を支える中央の葛城、和珥（わに）などの大豪族、筑紫、吉備、出雲、紀や上毛野などの有力地方豪族の連合王権であった状況の中で、大王家の力を大きく伸ばそうとしていた時代だったのだ。

ワカタケル大王は、葛城氏を倒し、また吉備の一族の力を大きく削いだことで知られているが、強大な勢力を有する上毛野氏の牽制にも意を注いだことは十分考えられる。上毛野は今の群馬県の地域であり、それを牽制するためには、利根川の南側に位置する北武蔵の地域に、軍事力を有する兵団を配置する必要がある。大王の親衛隊長である丈刀人首の一族を配置するのが最も合理的ではないか。こういうわけでヲワケ臣の父が大王の命を受け、一族を引き連れて畿内から移住してきて勢力を張っていったことが考えられる。

牽制すべき上毛野の地域では、古墳時代の初期から大型古墳が築造され、5世紀中葉には群馬県東部の太田市に太田天神山古墳が出現、墳丘長210㍍で東日本最大の規模を誇るものだ。その後5世紀後半から6世紀初頭にかけ、首長勢力が三ツ寺豪族居館遺跡と保渡田（ほとだ）古墳群の所在する旧群馬町（現高崎市）に移ったようだ。

武蔵の地域の中心勢力は　東京・埼玉・神奈川の一部からなる武蔵地方では、古墳時代前期（4世紀まで）には、南武蔵の東京・世田谷区の田園調布に大型の前方後円墳が築造されている。中期（5世紀）になると首長勢力が野毛に移り、帆立貝形前方後円墳である野毛大塚古墳が築造されている。しかし、6世紀には南武蔵（東京）には大型古墳が見られなくなり、一方で北武蔵に5世紀後半に埼玉古墳群が出現し、南武蔵から北武蔵に勢力が取って代わったとみてとれる。

ワカタケル大王の意を受けて北武蔵に急速に勢力を張ったヲワケ臣の一族は、北方に広がる上毛野の強大な勢力に対し、精鋭部隊である丈刀人兵団を率い、その軍事力と埼玉古墳群の築造によってよく牽制の役を果たすとともに、武蔵一帯の盟主となったものと考えられる。

武蔵国造の乱　なお、6世紀に入って、武蔵の北と南の内紛が起きたときには、上毛野の勢力が介入し、最終的に大王家＝ヤマト王権が遠征軍を派遣し、北武蔵のヲワケ臣一族の子孫が武蔵の国造として認められるという「武蔵国造の乱」（534年）があった。埼玉古墳群の一族が丈刀人首を務めてきたヲワケ臣の一族の子孫であったからこそ、ヤマト王権は彼ら一族を救済したものと考えてよいと思う。

この乱の詳細は別の機会に譲るが、乱の当事者の一人であった北武蔵に本拠を置く笠原直使主（かさはらのあたいおみ）が、埼玉古墳群最大の前方後円墳である二子山古墳（墳丘長138㍍）に葬られているとする研究者もいるようだ。6世紀になると日本書紀などの記事の信ぴょう性も高くなり、文字史料と考古学的成果とがかみ合ってきて、古代史の面白さや新しい局面を見せてくるのだ。

（古川　芳久）

＊『ヤマト国家の成立―雄略朝と継体朝の政権』和田萃（2010年文英堂）
＊『古墳と被葬者の謎にせまる』大塚初重（2012年祥伝社）

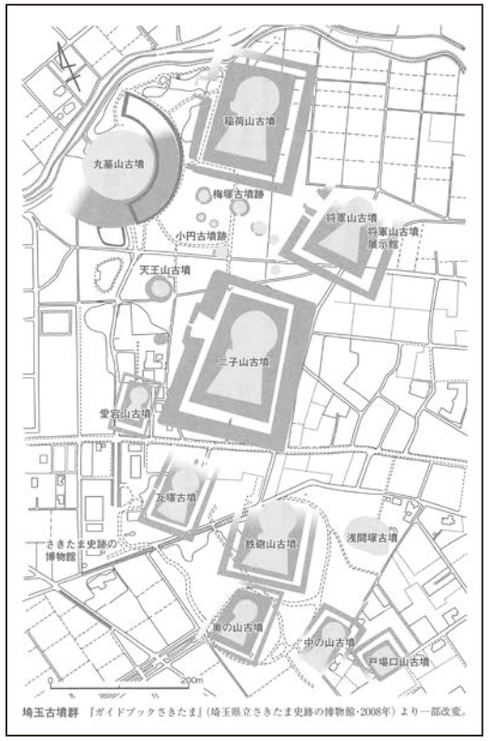

埼玉古墳群　『ガイドブックさきたま』（埼玉県立さきたま史跡の博物館・2008年）より一部改変。

法律相談

弁護士
芝田麻里

労働災害と欠格要件

～労働災害事件が発生した場合、欠格要件に該当するか～

その１

Q　私の会社は、産業廃棄物の収集運搬業及び中間処理業を営んでいる会社ですが、８月に、Ｘが、廃棄物保管場所内でフォークリフトをバックさせた際に、廃棄物保管場所の壁の陰から出てきた従業員Ａと接触し、Ａが入院１０日、通院（全治）６か月の負傷をしました。

会社として従業員に対して注意をするように指導してきたつもりなのですが、実は、４月と６月にも業務中の事故が発生しており、労働基準監督署よりこれ以上事故が続くようだと刑事告発もありうるとの指摘を受けました。

事故が相次いだことによって刑事告発されることがあるのでしょうか（**Q. 1**）。また、労働事故により欠格要件に該当することがあるのでしょうか（**Q. 2**）。さらに、８月に発生した事故により負傷したＡが退職し、Ａから会社に対して損害賠償を請求されています。労災は保険によって補償されるのではないのでしょうか（**Q. 3**）。労災事故が発生した場合に、事業者として気を付けなければならないことを教えてください。

解　説

1 労働事故にまつわる法律関係

労働事故により刑事告訴を受けることがあるのか、についてですが、結論からすると、刑事告訴・告発を受けることはあります。

「刑事告訴」とは、犯罪の被害者が、犯罪事実があったことを捜査機関等に申告し、処罰を求める意思表示であり、「刑事告発」とは、犯罪被害者以外の者が、犯罪事実があったことを捜査機関に申告し、処罰を求める意思表示をいいます。告訴は、犯罪の被害者のみが行うことができるものであるのに対して、告発は、犯罪被害者以外の者も行うことができる点に違いがあります。

従業員が業務を行っている際に事故が発生し、負傷した場合、労務従事中の事故（労働災害事故）として扱われ、その経済的損失は、労災保険によって賄われます。しかし、労災保険による給付は労働災害による経済的損失を賄うために十分ではないことが多く、すべての経済的損失を回復したいと思えば、労働災害に遭った者は、事故の原因を作った者（加害者個人または会社）に対して民法上の損害賠償請求を行うことになります。そして、民事事件だけではなく、事故にあった被害者（設問のＡ）から捜査機関に対して告訴が行われ、あるいは、事情を知った者（労働基準監督署等、Ｂ社等）から告発を受け、刑事事件に発展する可能性もあります。

なお、刑事責任とは、ある行為について、法律に違反するとして起訴され、裁判所によって、罰金、あるいは、懲役刑といった処罰を受けることをいいます。民事責任は、損害賠償を請求する者等一般の法律関係の当事者によって追及されますが、刑事事件は、検察官のみによって起訴され、追及される点に違いがあります。

2 労災事故と刑事責任

(1)「両罰規定」

では、労災事故が発生した場合の刑事責任としては、どのような責任が考えられるでしょうか。

労災事故が発生した場合、まず、事故を発生させた者（設問のＸ）の刑事責任が問題となります。さらに、その事故が会社の業務として行われた行為に起因して発生した場合、「両罰規定」という法律の規定がある場合には、会社も責任を問われる場合があります。「両罰規定」とは、すなわち、違法行為を行った本人とともに、会社も「**両**方とも処**罰**することを定めた**規定**」という意味です。

そこで、まず、検討するべきなのは、①違法行為を行った本人にどのような処罰規定があるか、ということであり、次に、②本人のほかに会社をも処罰する規定があるか、を検討することになります。

(2) 本人の責任

労災事故を発生させた本人の責任について、設例ではどのような責任が発生するでしょうか。

まず、Ｘは、Ａに対して全治６か月の傷害を負わせていますから、Ａに対して業務上過失傷害罪（刑法 211 条）が成立する可能性があります。

「業務上過失傷害罪」とは、「反復継続して行う行為」によって、「過失」（不注意）に基づいて人に傷害結果を発生させた場合に成立する犯罪です。「業務」とは、「反復継続して行う行為」ですから、必ずしも職務である必要はないとされています。フォークリフトの運転は「業務」にあたるでしょう。

(3) 会社の責任

① 業務上過失致傷罪

業務上過失致傷罪については、両罰規定はありませんから、X の業務上過失致死傷罪によって、会社について業務上過失致傷罪が問われることはありません。

② 労働安全衛生法と刑事責任

もっとも、会社は、会社の従業員が安心して業務に従事できるよう、労働者の安全に配慮して労働環境を整備するべき義務（安全配慮義務）を負っています（労働安全衛生法 20 条～ 25 条）。そのために、一定の事業規模の事業所については、その規模に応じて、総括安全衛生管理者（労働安全衛生法 10 条 1 項）、または、安全管理者を選任すること（労働安全衛生法 11 条）とされています。

総括安全衛生管理者の選任義務のある事業場

業　　種	事業場の規模（常時使用する労働者数）
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	１００人以上
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、燃料小売業等	３００人以上
その他の業種	１,０００人以上

安全管理者の選任義務のある事業場

業　　種	事業場の規模（常時使用する労働者数）
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	５０人以上

そこで、一定の事業規模以上の会社においては、総括安全衛生管理者ないし安全管理者を置いていたかどうか（ⅰ）、総括安全衛生管理者ないし安全管理者を置いていたとしても、安全管理体制のチェックが十分に機能しており、結果として事業主の安全配慮義務が尽くされていたのかどうか（ⅱ）、が問われることとなります。また、一定の規模に満たない事業所においては、直接、事業主の安全配慮義務が尽くされていたのかどうか（ⅲ）が問題となります。

そして、（ⅰ）の責任が果たされていなかった場合、すなわち、総括安全衛生管理者ないし安全管理者の設置義務があるにもかかわらず事業主が総括安全衛生管理者ないし安全管理者の選任を怠っていた場合、事業主は労働安全衛生法 10 条第 1 項、11 条第 1 項に違反することとなり、会社も事業主に対する両罰規定によって 50 万円以下の罰金に処せられることになります（労働安全衛生法 120 条第 1 号、122 条）。

（ⅱ）の場合、すなわち、総括安全衛生管理者ないし安全管理者が選任されていたにも関わらず、総括安全衛生管理者ないし安全管理者が自らの責任を果たしていなかった場合には、それらの者について業務上尽くすべき注意義務、すなわち、労働安全を確保するために必要な義務を果たしていなかったとして、業務上過失致死傷罪（刑法 211 条）に問われるおそれがあります。また、その場合は、事業主が、「労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置」を講じておらず（労働安全衛生法 24 条）、事業主の安全配慮義務が尽くされていなかったと評価される場合があるので、その場合には、事業主に労働安全衛生法 119 条 1 号（「6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金」）の罪が成立する可能性があります。

同罪には両罰規定がありますので、この場合には会社も 50 万円以下の罰金という処罰の対象となります（労働安全衛生法 122 条）。

（ⅲ）の場合、すなわち、総括安全衛生管理者ないし安全管理者の選任が不要な事業場であっても、前述のように、事業者は労働者に対して安全配慮義務を負っていますから、（ⅱ）の場合と同様に、事業場において安全配慮義務が尽くされず、「労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するために必要な措置」を講じていなかったと判断される場合には、事業者が労働安全衛生法 119 条第 1 号により「6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金」という処罰を受ける可能性があります。

会社に対して両罰規定があるのも（ⅱ）の場合と同様です。

	責任が発生する場合	罰　則	根拠規定
ⅰ	総括安全衛生管理者ないし安全管理者の選任を怠った場合	50 万円以下の罰金	労働安全衛生法 第 120 条第 1 号
ⅱ	総括安全衛生管理者ないし安全管理者がその義務を怠った場合	【業務上過失致死傷罪】 ５年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金 【労働安全衛生法違反】 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	【管理者について】 刑法第 211 条（業務上過失致死傷罪） 【事業主・会社について】 労働安全衛生法 第 24 条、第 119 条第 1 号、第 122 条
ⅲ	事業者が安全配慮義務に違反した場合	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	労働安全衛生法 第 24 条、第 119 条第 1 号
会社の責任（両罰規定）		50 万円以下の罰金	労働安全衛生法第 122 条

次回は、労災事故が発生した場合の会社の民事責任（損害賠償責任）と労災保険との関係及び労災事故と欠格要件について検討します。

事務局だより

過日、東京メトロ銀座線の駅ホームで、視聴覚障害者の方が盲導犬を連れて歩いていたところ、ホームに転落し、電車にひかれて命を落とすといういたましい事故があった。日本盲人会連合が、この９月６日発表したアンケート調査によると、視聴覚障害者の４割近い人がホームから転落した経験があるそうだ。足元の点字ブロックの所在箇所を認知できなくなった場合、事故に至る危険が高いそうだ。点字ブロックには、進行方向を示す「誘導ブロック」、危険箇所などを示す「警告ブロック」などがあるそうだ。因みに丸いポチポチが25個付いたものは「警告ブロック」だ。点字ブロックの上にいることは、「世界で一番安全な場所にいる」ことになる。視聴覚障害者が都内の駅で危ないと感じると回答した駅は、JR飯田橋駅が一番多く、次いでJR新宿駅となっている。前者はホームがカーブしていて、ホームと電車の間が離れている。後者はホームの一部で通路が狭く、行きかう人も多いのにホームドアがない。工事中で床にシートが敷いてあるため、点字ブロックがわかりにくい等である。

一方、小職のような輩が酔って、どのようにホームから線路に転落するのか、少し前の日経新聞の記事を紹介する。意外な結果が出ている。JR西日本によると、「千鳥足でホームの端を歩いているうちに足を踏み外して・・・」というのは１割ほどしかいなかったそうだ。全体の６割を占めるのは、「ホームのベンチから突然立ち上がってまっすぐ歩き、そのまま数秒で転落」というパターン。そこで同社は新大阪や広島など71の駅で、線路と並行に並んでいたベンチを垂直の向きに変えた。これならベンチを立って直進していっても線路に落ちることはない。実際、効果が表れているという。

ホームドアがあれば助かった事例も多々あるのだろう。ベンチの向きを変えるだけで事故を減らせた事例もある。

ところで、今年は、台風が連続して日本列島を直撃している。岩手県や北海道の河川氾濫の映像では、土手の決壊、橋げたや橋脚の崩落等、無残な光景が映し出されている。こうした光景は、一昨年の広島土砂災害、昨年９月の関東・東北豪雨でも然りだ。

現場中継等を注意深く見ると、流木（芥）が橋げたや橋脚に絡み付いている。川幅の狭いところでは、大小の芥が小ダムを造っている。土石流では、大きな倒木が家屋に容赦なく突き刺さっている。生木より枯木のほうが圧倒的に多い気がする。大量の雨が降ると、必ず芥川になる。どこか熊の住むあたりから大量の雨水が枯木を運んできているのだろう。国をはじめ関係自治体も、暴れ川にならないよう、ホームドアや点字ブロック、ベンチの置き方の工夫等多くの対策を講じていると思うが、線路には電車しか流れて来ない。川は本来、水が流れるところだが、何故か芥等種々雑多なものが流れてくる。

昔、藩主の所得は石高（収穫した米穀の数量）で示されたように、時の藩主は、水から民百姓・田畑を守るため、治山治水に腐心したはずだ。もちろん、倒木・枝葉は貴重な燃料資源として大切に扱われていたに違いない。今の生産面からみた石高（GDP）では、農林水産業は、わずか1.3%を占めているにすぎない。

気候変動が叫ばれる昨今、ハンデを持った人や酔客への個別対策に加え、街全体、産業立地・活動全体を守るため、熊の住む山奥も含めたトータルな治山治水が必要な気がする。（横手）

編集後記

今年の残暑はかなり手厳しい天候となっています。まだまだ、熱中症対策も手を抜けない状態が継続しそうです。また、集中豪雨、強風を伴う台風の上陸も続きそうですので、対応に怠りなきよう配慮いただければ、幸いです。

リオ・オリンピックも無事閉幕し、次回開催の東京にオリンピック旗も到着しました。開催前にはどうなるかと全世界が心配していましたが、見事にやり遂げたブラジル国民に敬服です。日本選手団の皆さんも見事に日頃の鍛錬の結果を世界に示してくれました。今後の皆さんの活躍を期待したいものです。世界的には紛争が絶えませんが、スポーツの果たす役割は大したものです。

いよいよ、東京の番となります。大会に向けて組織委員会からは理念が発信されています。単にスポーツだけでなく、大会での諸活動が全世界の安寧に向けて効果を発揮できることを期待したいものです。

我が業界としても日頃の活動を世界に向けてアピール出来る良い機会となります。具体的な内容は未だ決まっていませんが、これまで磨いてきた日頃の活動を厚化粧せずに披露していけば良いのではないでしょうか。

季節は秋に向かっています。冒頭申し上げたように災害に対しての備えを常時怠りなくしていただきたいとともに毎年申し上げています通り、食、文化、スポーツ等においても一年で最も種々の催しが行われます。どうか、そうしたものへの興味も抱いていただきたいものです。

協会活動も活発な時期に入ります。これも毎年申し上げていますが、各委員会・部会開催の催しへ積極的に参加いただければ、幸いです。

（乙顔）

とうきょうさんぱい

第33巻 第6号 通巻 第313号

平成28年9月10日発行

発行人　高橋俊美

企画・編集　広報委員会

発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

〒101-0047
東京都千代田区内神田１－９－13
柿沼ビル7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

～ ゼロエミッションに挑戦する ～

比留間運送㈱ 資源循環型リサイクル企業

★建設廃材（ALC）のリサイクルと活用方法★

JR東京駅 八重洲口

東京ﾄﾞｰﾑｼﾃｨｰ 庭園

歌舞伎座 屋上庭園

ALC廃材・解体材

★ 埼玉県 入間工場
【産廃・一廃（現在申請中）処分業】
【埼玉県入間市中神764-16】

ｶﾞﾗ陶破砕	360.0t/日
動残発酵	17.5t/日
動残混練発酵	5.8t/日

特 徴
①比重が50%軽い
②雑草が生え難い
③栄養価が高い
③全て廃棄物より製造
※年間平均 1,350kg-CO2削減

①軽量発泡ｺﾝｸﾘｰﾄ 1cm塊に破砕

＋

②伐採樹木のﾁｯﾌﾟ化

＋

③動植物性残さの発酵処理

製品 人工軽量土壌

～許可品目と処理能力～
★ 東京都 伊奈平工場
【一廃・産廃処分業】
【東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5】

廃ﾌﾟﾗ破砕	130.3t/日
廃ﾌﾟﾗ溶融	2.4t/日
廃ﾌﾟﾗ圧縮梱包	204.3t/日
紙くず破砕	52.8t/日
紙くず圧縮梱包	166.58t/日
紙くず焼却	4.8t/日
木くず破砕	328.9t/日
木くず焼却	4.8t/日
繊維くず破砕	41.8t/日
繊維くず圧縮・梱包	17.8t/日
動残発酵	3.5t/日
動残焼却	4.8t/日
金属くず破砕	81.6t/日
金属くず圧縮	4.3t/日
ｶﾞﾗ陶破砕	482.8t/日
がれき類破砕	480.0t/日

高精度選別機 計3基

全国産業廃棄物連合会青年部主催
CO2ﾏｲﾅｽﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ全国大会
優良取組部門 特別賞 受賞

～お問い合わせ先～
ごみやさん ゴ～
0120-5383-50
URL：http://www.eco-hiruma.co.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

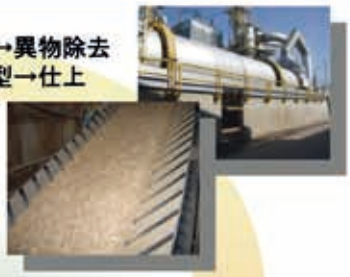

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

TBG TOKYO BOARD GROUP

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667